

開放事業に係る手続き等の流れについて

- 以下は、簡単な手続きの概要です。

各学校により開放する施設、日時、条件が異なりますので、詳細は各開放校へお問い合わせください。

- 使用を希望される方は各開放校で次の手続きをしてください。
 - ・原則として郵送による手続きは、不可となります
 - ・手続きの際に、印鑑が必要となります。
- 登録をしてください。

4月から通年行っていますが、使用申請を行うまでに登録を済ませてください。

 - ※ 登録条件について
 - ・スポーツ活動を目的とする構成員10名以上の団体等で、校長が適当と認めたもの。ただし、テニス、ソフトテニス及び屋内競技は、少人数でも登録可能。
 - ・責任者は成人となります。
- 使用申請をしてください。
 - ・前期分（5月～10月）は4月1日～4月30日（土・日・祝日除く）の間。
 - ・後期分（11月～3月）は9月1日～9月30日（土・日・祝日除く）の間。
 - ※ 留意事項
 - ・公式戦の使用は認めていません。
 - ・同日の複数開放校への申請は御遠慮ください。
 - ・使用の手引き、使用心得を遵守することが条件となります。上記のことを確認した上で、使用許可申請書を学校に提出してください。
- 申請後の流れ
各期の受付終了後、各校で使用日を決定します。
(必要に応じて調整会議等を行います)